

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、コーポレート・ガバナンスは企業理念、存在意義、経営目標、提供価値及び行動指針に基づき、企業価値の最大化に向けて、株主などのすべてのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことを目指すものと考えています。

企業理念、存在意義、経営目標、提供価値及び行動指針は、以下のとおりです。

(企業理念: Philosophy)

技術を探求し、価値を創造し、お客様とともに成長する

(存在意義: Purpose)

技術と創造力で人と社会の安心と幸せを支え続けます

(経営目標: Vision)

価値を共創するデジタルデータ社会の実現に向けて、「あなたに信頼されるITサービス」のリーディングカンパニーへ

(提供価値: Values)

技術を創意工夫し、時と場の制約を超え、業務を自動化し、人の力を補完補強するITサービスを真心を込めて提供します

(行動指針: Quest Way)

「探求・探索」

私達はわくわく感と好奇心を持ち、失敗を恐れず、不屈の忍耐力で探求と探索にチャレンジし続けます。

「技術重視」

私達は技術と品質にこだわり、ITプロフェッショナル集団としてイノベーションと改善を実践します。

「人材育成/探究」

私達は自律的に探究し成長し、能力を最大限に発揮できる自己実現の場と文化を醸成します。

「顧客志向」

私達は常にお客様の期待を超える満足を提供します。

「社会貢献」

私達は企業価値の向上とともに、技術で新たな価値を創出し、社会課題を解決するよう努めます。

「企業倫理・法令遵守」

私達は企業倫理・法令遵守(コンプライアンス)を最優先し、公平で透明な経営を行います。

「誠実・堅実」

私達はお客様、パートナー企業様、株主様、社員などの全てのステークホルダーの皆様常に誠実・堅実であり続けます。

「チームワーク」

私達は伴に働く仲間と磨き合い、チーム一丸となってビジョンに邁進します。

「多様性とコミュニケーション力」

私達は常に多様な価値観を尊重し、人の意見に注意深く耳を傾け、素直さと敬意を込めたコミュニケーションを心がけます。

「スピード・決断」

私達は時代の潮流の好機を的確に捉えて、迅速に判断し、決断・行動します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1 - 2】

当社は、集中日を回避して株主総会を開催しており、招集通知の作成に時間を要するため早期発送はできておりません。しかしながら、株主総会開催の3週間前より早期に東証および当社ウェブサイトへ招集通知を掲載しており、株主が議決権行使に必要な検討期間を十分に確保することができる状況を実現しております。

【補充原則2 - 4】

当社では、ダイバーシティマネジメントは経営課題と認識し、属性、国籍、年齢にかかわらず、一人一人の保有能力が最大限発揮しやすい職場環境、働きやすい勤務制度・働きがいのある人事処遇制度の構築、人材育成の整備に取り組んでおります。

女性の新卒採用比率につきましては、2023年卒以降30%超を目標として採用活動を行っております。(2024年卒44%、2023年卒28%、2022年卒21%)

女性の管理職への登用につきましては、2030年度までには従業員に占める女性比率に見合った比率にすべく積極的に取り組んでまいります。(女性役職者比率(課長級以上)2024年4月10.1%、2023年4月6.9%、2022年4月6.1%)

人材の確保に関しては、新卒採用と経験者採用の特性を見極め、引き続きバランスよく採用活動に取り組んでまいります。(経験者採用比率2023年度50%、2022年度40%、2021年度43%)

外国籍採用につきましても、多様な人材を確保すべく、留学生を中心とした採用活動を行ってまいります。(2024年卒1名、2023年卒1名、2022年卒0名)

目標につきましては、女性の管理職への登用に関する目標を、第2期・中期経営計画で公表しております。

人材育成や社内環境整備に関する方針及び実施状況につきましては、当社ウェブサイト及び有価証券報告書において開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神に鑑み、各原則に対する当社の取り組みを「コーポレートガバナンス・コード各原則への取り組みについて」として、当社ウェブサイトに掲載しております。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、当事業の強化・拡充ならびに当社の基本事業戦略の推進に貢献し、中長期的に当社企業価値・株式価値向上に資すると判断される取引先の株式等について、当社の資本コストを勘案の上、その取得・保有の実施を判断することとしております。

また、取締役会にて、政策保有株式について個々の株式の保有目的に合致しているか否かを確認しております。当該企業との取引状況、協業のメリット、将来見通し等を検証の上、保有が当社企業価値・株式価値向上に資するか否かを都度確認し、保有に不適ないと判断した場合には縮減を進めてまいります。

なお、当社は政策保有株式に係る議決権の行使については、上程された議案が当社の保有目的に合致しているか否か、当該企業価値・株式価値の向上に資するか否かを判断の上、行使することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社の取締役等との取引や主要株主等との重要な取引につきましては、収益性・重要性及び透明性を案件ごとに検討し、取締役会の決議事項としております。

また、重要な関連当事者間取引は、有価証券報告書や株主総会招集通知において開示しております。

なお、1年に1回、関連当事者取引の有無について当社取締役及び大株主を対象として書面による確認手続を行っております。

【補充原則2-3】

当社は、経営理念体系に基づいた事業活動を通じて、お客様とともに価値を共創し、企業価値の向上と持続可能な社会の発展に貢献し続けることをサステナビリティに関する基本方針として策定しております。

サステナビリティを巡る課題への対応は持続的な成長の実現に向けた重要な経営課題であると認識し、取締役会はマテリアリティに基づく取り組みが適切に行われているかについての助言及び監督を担っております。

<マテリアリティに基づく取り組み例>

- ・従業員の健康促進、増進(労働安全衛生を含む)
- ・高いスキルを持ったシニア人材の活躍(高度な課題解決、ノウハウと経験の継承)
- ・パートナー企業との関係強化(責任ある調達)
- ・情報セキュリティ及び個人情報保護管理強化
- ・リスクマネジメントの実践

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

企業年金の主管部門だけでなく、運用管理について会計知識・財産運用の知見を持つ部門のサポートのもと、年金資産の運用方針・実績が経営陣にも報告され、適切な年金資産の運用管理ができる体制としています。

「年金資産の運用に関する基本方針」を定め、運用にかかる意思決定プロセスを確立し定期的な運用方針の見直しを行っております。

また規約に基づいて、従業員の過半数を代表する者の同意を得ており、当社と受益者との間に生じ得る利益相反についても適切に管理されております。

当社は、この企業年金の他に、基金型として確定給付企業年金制度の全国情報サービス産業企業年金基金に運用を委託しているものと、選択型確定拠出年金制度を設けております。

【原則3-1 情報開示の充実】

当社は、経営の透明性を確保し社会的責任を果たすため、適時適切かつ積極的な情報開示が必要であると考えております。当社全体で確実に実践していくため、情報開示体制を強化しております。

それぞれの項目についての状況は以下の通りです。

()経営における理念体系や中長期経営目標・中期経営計画を当社ウェブサイト・決算説明資料及び事業報告に開示しております。

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方について、当社ウェブサイト・コーポレートガバナンス報告書・事業報告などに開示しております。

()取締役・社外取締役の報酬等に関する方針を、株主総会招集通知、有価証券報告書に開示しております。

また取締役の報酬額や報酬水準・報酬制度を決定する際は、より透明性・公正性を高めるために、指名・報酬諮問委員会において審議を行い、取締役会では諮問委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行います。

()経営陣幹部の選解任と取締役・社外取締役候補の指名を行うに当たっての方針を開示しております。

また取締役候補を指名する際は、より透明性・公正性を高めるために、指名・報酬諮問委員会において審議を行い、取締役会では当該諮問委員会の答申を尊重して最終的な方針決定を行います。

()経営陣幹部の選解任と取締役・社外取締役の指名を行う際の、個々の選解任・指名理由を、株主総会招集通知に開示しております。

【補充原則3-1】

ESGに関する取り組みや人材育成方針をはじめとするサステナビリティに関する取り組みについては、当社ウェブサイトおよび有価証券報告書に記載し、開示しています。

人的資本への投資については、Quest Vision2030に基づいた重点領域を担う技術人材の育成や、「働きがいにあふれる職場」の実現に向けた全社的な人材育成制度の強化、人事諸制度への見直し、さらには職場環境の整備・組織風土の改革に引き続き取り組んでまいります。知的財産への投資については、年度事業計画および中期経営計画において予算を設定し、経営会議等で内容を審議しながら当社が定める強化領域への進出のための新しい技術・スキルの獲得に向けた投資を実行、強化しております。

【補充原則4 - 1】

当社の取締役会は、法令及び定款や取締役会規程に定められた事項ならびに当社及びグループ会社の重要事項等を決定しております。なお、取締役会に諮る前に入念な審議を必要とする議題や、広く意見、情報を求めて意思決定する必要がある案件については、社内取締役及び常勤の監査等委員である社外取締役で構成する経営会議で審議を行っております。また、経営陣に対する委任については、職務権限規程及び決裁規程において、社長執行役員をはじめとする経営陣の職務権限を明確に定めており、適切かつ迅速な業務執行を行うことができる仕組みとしております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、別途、独立性基準を策定し、有価証券報告書のコーポレートガバナンスの状況の中で公表しております。

また、取締役会は上記独立性基準を満たし、かつ、建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

【補充原則4 - 10】

当社は取締役会の任意の機関として独立社外取締役を複数名含む「指名・報酬諮問委員会」を設置し、客観性、透明性、説明責任を担保しております。

ジェンダー等の多様性やスキルを踏まえた取締役の指名等に関する事項及び取締役の報酬等に関する事項について、独立社外取締役が、適切に関与・助言できる体制を構築しております。指名・報酬諮問委員会の取締役の構成については、独立社外取締役を委員長とした体制を構築しています。

【補充原則4 - 11】

取締役候補者の選任にあたっては、指名・報酬諮問委員会において、候補者一人一人の知識・経験・能力を十分確認した上で、取締役会で決定しております。

その際、各事業・会社業務に精通し、機動性のある事業執行を実行できる者と、高度な専門性を有し、幅広い視点で経営に対する執行、監督が期待できる者で構成されるよう、かつ多様な人材をバランスよく選任することとしております。

また、求められるスキルを定義し明確化した上で、各取締役の経験に基づき、特に顕著に当社に貢献しうると判断される保有する主な知識・スキルを表示する、スキル・マトリックスを作成し、株主総会招集通知で公表することとしております。

あわせて、独立社外取締役の中には、他社での経営経験のある者を選任しております。

【補充原則4 - 11】

社外取締役を含む全ての取締役が他社の役員を兼任する場合には取締役会において審議し、決議事項としております。企業における兼任状況については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 11】

当社は、取締役会の監督機能のさらなる強化に向け、毎年、各取締役に対し、取締役会全体の実効性評価についてアンケートを実施することとし、その結果を取締役会において分析・評価するとともに、その結果の概要をウェブサイトにて開示しております。

2022年度の評価より、第三者機関による調査、分析、評価を行い、取締役会の実効性をさらに向上させることに取り組んでおります。

【補充原則4 - 14】

当社では、取締役就任時に取締役における基本的な知識及び求められる法律知識を付与するとともに、取締役が自らの役割を十分に果たすべく、必要な知識習得と役割・責任の理解深耕の機会として、外部研修等への参加を推奨しております。その運用については取締役の請求により必要に応じて当社にて負担しております。

併せて、社外取締役に対しては、事業の内容等の理解を深めるため、適宜、当社の事業・課題に関する説明機会を設けております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制としてIR担当取締役を置き、当該取締役を中心に、当社の企業活動について適時適切に株主に対し、情報開示を行うべく、社内の体制を構築するとともに、実際の対話にあたっては可能な限り、当該取締役における株主との直接の対話を推進しております。

また、株主総会に合わせて、当社中長期経営計画を説明する場を設け、株主との直接の対話に努めております。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】【英文開示有り】

東京証券取引所より要請されている資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応については、一連の対応（現状分析、計画策定・開示、取組みの実行）のうち「現状分析」について、2023年12月20日に当社及び東京証券取引所のウェブサイトにて開示し、策定した計画を第2期・中期経営計画の発表に合わせて開示しております。開示した計画に基づき、具体的な取組みとPDCAマネジメントを実行していきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
内田 廣	837,410	15.64
クエスト従業員持株会	313,690	5.85
花輪 祐二	293,415	5.48
SCSK株式会社	268,710	5.01

株式会社ユニリタ	265,000	4.94
株式会社スカラ	254,000	4.74
内田 マサ子	150,000	2.80
内田 久恵	150,000	2.80
肥後野 恵史	119,949	2.24
光通信株式会社	105,500	1.97

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 スタンダード
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	10名

社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small>	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
内野 一博	他の会社の出身者													
宗司 ゆかり	他の会社の出身者													
難波 満	弁護士													
佐藤 裕之	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
内野 一博				内野一博氏は、大手グローバル企業グループの各社経理部門の責任者として企業経営に従事し、財務・会計と経営管理の専門性に加えて、内部管理体制にも高い見識を有しています。2022年当社社外取締役監査等委員就任。社外取締役監査等委員として業務執行の監督、監査機能強化や資本コストと株価を意識した経営への貢献の実績を踏まえ、引き続き当社の企業価値向上への寄与が期待できることから取締役として適任であると判断しております。 当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしています。
宗司 ゆかり				宗司ゆかり氏は、内部監査業務に精通し、監査役、現任の監査等委員である取締役として、豊富な経験と高い見識を有しています。2020年当社社外取締役監査等委員就任。社外取締役監査等委員としての業務執行の監督、監査機能強化等の実績や日本監査役協会での常任理事で活動されている実績を踏まえ、引き続き当社の企業価値向上への寄与が期待できることから取締役として適任であると判断しております。 当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしています。

難波 満				<p>難波満氏は、2000年弁護士登録。弁護士としての専門的な知見・知識を有し、弁護士会や国際法曹団体等における活動に加えて、豊富なグローバル経験と国際的な視野を併せ持っています。2022年当社社外取締役監査等委員就任。2022年当社指名・報酬諮問委員会の委員就任。過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、社外取締役監査等委員として業務執行の監督、監査機能強化等の実績を踏まえ、引き続き当社の企業価値向上への寄与が期待できることから取締役として適任であると判断しております。</p> <p>当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしています。</p>
佐藤 裕之				<p>佐藤裕之氏は、大手グローバル企業グループの経営幹部・執行役や半導体事業会社における代表取締役社長の経験者として、経営管理や事業運営に関する豊富な企業経営経験及び特に当社強化領域である半導体事業に深い知見と優れた見識を有しています。社外取締役として客観的・専門的視点から、当社の持続的成長と企業価値向上に向けた経営改革への寄与が期待できることから取締役として適任であると判断しております。</p> <p>また、佐藤氏は上記執行役や代表取締役については既に退任されておりますが、当社は上記事業会社との間で取引関係を有しています。当社は、当該会社との取引について利益相反が生じることがないよう、取締役会での手続きにおいて適正に対処するとともに、複数の社外取締役を置き多様な視点を確保することにより対応してまいります。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち、1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助するスタッフを設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

・監査等委員会と会計監査人の連携状況

監査等委員会は、会計監査人と期初に2023年度の重要監査項目を共有したうえで、四半期毎に子会社M&Aにおけるのれん評価を含む決算処理の適切性、KAM、内部統制についての問題点の有無などについて意見交換を行う等、情報共有体制を強化し、有効かつ効率性の高い監査活動につなげています。

・監査等委員会と内部監査部門の連携状況

内部監査部門より常勤の監査等委員である社外取締役に、内部監査年間計画書の説明や内部監査報告書による報告が随時行われ、四半期毎には社長報告と同じ内容が監査等委員会に対しても報告されています。また、内部監査部門が実施する監査に常勤の監査等委員である社外取締役が同行し、法令・内部統制に違反する事実の有無を監視しています。

・内部監査部門と会計監査人の連携状況

当社内部監査室と会計監査人の間では、当社内部統制システムの運営状況について定期的に情報の交換及び意見交換を実施し、討議結果を必要に応じて内部監査に反映し、結果を会計監査人に報告しています。こうして当社の内部統制の運営状況、対応すべきリスクの有無、内部監査の結果について認識の統一を図っています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	3	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	4	3	2	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

1. 設置の目的

取締役会の統治機能の更なる充実のため、任意の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の人事や報酬等に関する客観性及び透明性を確保します。

2. 役割

- 取締役の候補者指名に関する審議
- 代表取締役、取締役、執行役員、顧問の選定・解職審議
- 代表取締役社長執行役員の後継者の計画策定
- 取締役の報酬総額及び個人別報酬(顧問等含む)に関する審議
- 役付執行役員の選定及び職務委嘱に関する審議

3. 構成

委員長: 独立社外取締役である監査等委員

委員: 独立社外取締役である監査等委員、代表取締役 会長兼社長執行役員、取締役人事総務部担当上席執行役員

4. その他

- 開催頻度: 2023年度11回開催
- 主な検討事項: 上記2. に記載されている議題についての検討、審議
- 個々の委員の出席状況: 吉村卓士(11回/11回)、難波満(11回/11回)、清澤一郎(11回/11回)、岡明男(11回/11回)、金井淳(11回/11回)

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 3名

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。独立役員であることの判断にあたり、当社では以下のように要件を定義しております。

- 「主要な取引先」については、過去3年以内において一度でも当社の売上高の5%以上の売上計上のあった得意先、経費の場合は、過去3年以内において一度でも当社の主要な経費科目である外注費の5%以上相当額の支払い先であるか否かを判断基準としています。
- 上述a)に関する上場証券取引所に開示する軽微基準としては、0.5%未満の場合を軽微なものとして扱うこととし、独立役員届出書で金額開示の対象外としました。
- 「主要な取引先」の詳細な要件である「取引先の売上高等の相当部分を占めている」については、相手先にとり当社との取引が売上高の10%以上を占める金額であるか否かを判断基準としています。
- 「多額の金銭その他の財産」の場合においては、過去3年以内に一度でも年間1,000万円超となる支払いの有無を判断基準としています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

2019年6月19日開催第55期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が可決されました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

当社は2024年6月5日付の第60回定時株主総会招集通知に記載のとおり、2023年度において、取締役11名に対し総額1億65百万円を支給しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当該方針の決定方法

・役員報酬等の額及び算定方法の決定に関する方針については、任意の機関である指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ取締役会において決定しております。

当該方針の内容の概要

- ・会社の業績、業界標準額を総合的に評価し、各取締役の貢献度を考慮し報酬規程に基づいてその役位に応じて算定し、支給する。
- ・当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象取締役(社外取締役及び監査等委員を除く。)に与えるとともに、対象取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬を各取締役の役位に応じて支給する。
- ・本制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権として、年額50百万円以内とする。なお、当金銭報酬債権の支給は、株主総会において承認いただいている報酬枠の別枠とせず、各取締役報酬総額の10%を目安に支給することとする。

【社外取締役のサポート体制】 更新

常勤監査等委員である社外取締役が部門長連絡会や予算実績会議等の重要会議に出席し、情報を監査等委員会で共有することで、監査等委員である取締役が情報を得られるよう工夫しております。

監査等委員ではない社外取締役への情報提供については、当該社外取締役との連絡・調整を行う部門が、当該社外取締役からの指示を受けて、必要な情報を迅速かつ適確に提供することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社では、毎月1回開催する取締役会に取締役全員(監査等委員である取締役を含む。)が出席し、取締役会規程に基づき重要事項の決定・報告が行われています。取締役は活発な意見交換を行うと同時に取締役会の運営が適切に相互に監視しています。

また、取締役会に諮る前に入念な審議を必要とする議題や、広く意見、情報を求めて意思決定する必要がある案件については、原則毎月2回開催する経営会議により、取締役、役付執行役員、常勤の監査等委員である社外取締役他関係者を招集のうえ、審議を行います。

上記以外にも、部門長連絡会・予算実績会議では、取締役・執行役員・各部門長・常勤の監査等委員である社外取締役が出席して意見交換を行っています。

また、内部統制システムの運営については内部統制委員会、情報セキュリティ活動の運営については統合セキュリティ委員会と専任の委員会を設置しています。それぞれ毎月1回開催し活動状況の確認を行っています。

これらの社内の各会議体を通じ、統治を推進しています。

なお、2020年6月18日開催の取締役会において、経営における監督機能と業務執行機能の分担を明確化することにより、経営の監督機能及び意思決定機能並びに執行機能の強化を図るため執行役員制度の見直しを行いました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、2016年6月21日開催の第52回定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図ることを目的としたものです。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2024年3月期 定時株主総会の招集通知については、6月5日に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2024年3月期 定時株主総会は、集中日を避け6月21日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	2021年6月開催の定時株主総会からインターネットによる議決権行使(スマート行使含む)を行えるようにしております。
その他	株主総会の議場において、総会を進行する上でプロジェクターを用いて視覚的に表示、説明できるようにしております。 2011年6月より、決議通知とE DINETで開示した臨時報告書を掲載するようにしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。 掲載内容は、情報開示に対する基本姿勢、開示の方法、将来の見通しに関する基本方針、沈黙期間についてです。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2023年度は、5月及び11月に証券アナリスト向け説明会を開催いたしました。 内容は当社決算説明及び中期経営計画進捗等の説明です。 なお、資料につきましては当社ウェブサイトに掲載しております。	あり

IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに掲載しております。 記載されている内容は、社長メッセージ、IRポリシー、IRニュース(適時開示資料ほか)、IRカレンダー、経営の概況、決算短信、有価証券報告書、決算説明会(中期経営計画説明含む)、株主総会、コーポレート・ガバナンス報告書などの各種資料と、株式情報、電子公告、FAQなどです。
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは、経営企画管理部長が担当しております。 IR担当部署は、経営企画管理部です。
その他	2021年6月から株主通信を作成し、株主への送付及び当社ウェブサイトへ掲載しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの行動規範である「クエストグループ行動基準」において「株主、顧客、従業員、パートナー企業、その他ステークホルダー」の尊重につき謳っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主、投資家に対しては法令、適時開示ルールに基づき迅速且つ正確な情報提供に取り組んでおります。 当社の顧客であるユーザー企業に対しては、契約書その他取決めに基づき必要な業務報告を行っております。パートナー企業に対しても同様に必要な報告を行っております。 従業員に対しては、重要な決定事項は各責任者を通じて連絡、更に全社的な通知については社内ポータルサイト上に掲載しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内部統制システム構築のための基本方針は以下のとおりです。

- 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役及び使用人が法令、定款及び社会規範を遵守した行動を取るための規範として、コンプライアンス体制に係る規程を制定します。
 - コンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備に当たるとともに、取締役及び使用人に対する教育を行います。
 - 内部統制全般を協議・推進する機関として、コンプライアンス担当取締役を委員長とし取締役及び部門責任者を委員として参画する内部統制委員会を設置します。
 - 法令遵守に関し疑義ある行為について取締役及び使用人が社内の通報窓口を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営します。当制度を利用し、相談や申告を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを行わないこととします。
 - 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの方針・計画について決定するとともに、定期的に取締役から状況報告を受けるものとしします。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切・確実に定められた期間、保存・管理するものとしします。
 - すべての取締役(監査等委員である取締役を含む)は、必要に応じて常時これらの文書を閲覧できるものとしします。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 全社的なリスク等は社長を議長とする経営会議において管理しています。コンプライアンスリスクは内部統制委員会、セキュリティリスクは、統合セキュリティ委員会がこれを管理し、必要に応じて、経営会議、取締役会に報告しています。
 - 各部門においてはリスクアセスメントを実施し、リスクへの対応を図ることで部門内のリスク管理体制を整備します。
 - 緊急事態発生時の報告体制を整備するとともに、有事の際には社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、本部長は緊急連絡網により担当者を召集し、迅速に対応します。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会において取締役及び使用人が共有する全社的な中長期経営目標を定め、3事業年度を期間とする中期経営計画を策定します。
 - 取締役会は中期経営計画に基づき、事業部門毎に各事業年度の業績目標と予算を設定します。
 - 各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、各事業部門が実施すべき具体的な施策及び権限分配を含めた効率的な業務執行体制を決定します。
 - 各事業部門を担当する取締役又は部門責任者は、経営会議、予算実績会議、部門長連絡会等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとしします。
- 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - グループ会社の取締役等及び使用人は、関係会社管理規程等に基づき、当社に対し業務執行状況の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うものとしします。
 - グループ会社の取締役等及び使用人は、事業リスク、コンプライアンスリスク、セキュリティリスク等の重大な事実を認識した場合には、当社のグループ会社担当取締役、コンプライアンス担当取締役及び監査等委員会に報告するものとしします。
 - グループ会社は、取締役等及び使用人が共有する全社的な経営目標を定め、これに基づく3事業年度を期間とする中期経営計画を策定するものとしします。

のとし、各事業年度の業績目標と予算を設定します。

4)グループ会社の取締役等又は責任者は、予算実績会議等において施策の遂行状況について定期的に報告し、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図るものとします。

5)法令、定款及び社会規範遵守のために、グループ会社の取締役等及び使用人はクレストグループ行動基準を遵守するものとします。

6)当社はグループ会社全体の内部統制に関する体制の確立・向上のため内部統制委員会を設置し、当社及びグループ会社間で内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等を効率的に行います。

7)内部監査室は、グループ会社の監査を行い、取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、有効であることを確認します。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会において協議のうえ、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くことができるものとします。

2)使用人の任命、異動、評価等の人事に関する事項は、監査等委員会と協議のうえ、定めるものとします。

3)内部監査室並びに管理部門スタッフは、監査等委員会の求めにより監査に必要な調査を補助します。

7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

1)当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、監査等委員会に対して、法令に従い会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を報告することに加え、次の事項を監査等委員会の求めに応じ報告します。

- ・コンプライアンス違反に関する重要な事実
- ・事故発生等による緊急事態
- ・内部統制の実施状況
- ・内部通報制度による通報状況及びその内容
- ・事業概況、取締役等の活動状況

2)当社は、監査等委員会への報告を行ったグループ会社の取締役等及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底します。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)監査等委員会は必要に応じて、当社及び当社グループ会社の各種会議、打合せ等へ陪席を求めることができるものとします。

2)監査等委員会は、社長、会計監査人それぞれとの間で定期的な合会を通じて情報及び意見交換を行います。

9. 財務報告の信頼性確保のための体制

1)財務諸表の適正性及び財務諸表を作成するために必要な業務プロセスに係わる内部統制の有効性についての評価は、内部統制に関する担当部署の確認の上で、社長がこれを行うものとします。

2)決算業務の懸念事項等について事前に会計監査人と意見交換や対応策の協議を行い、決算後には決算報告会を開催し今後の方針を検討します。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

1)社会的な秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には、取引関係を含め一切関わりを持ちません。

2)不当な請求に対しては、必要に応じて顧問弁護士や警察等の外部専門機関と連携をとり、組織全体として毅然とした姿勢で対応します。

内部統制システムの整備状況としては、以下のとおりです。

当社においては職務分掌規程、職務権限規程などの規程を整備し、各組織及び役職者の役割と責任を明確にしています。業務の遂行状況については、内部統制担当役員及び各部門長による確認と定期的な内部監査の実施により監視しています。

また、社内規程及び法令への遵守を謳った「クレストグループ行動基準」を全社員に配布し、毎年遵守する旨の「誓約書」を提出させています。これにより、全社員のコンプライアンスに対する意識強化を図っています。

なお、「クレストグループ行動基準」は関係会社との役員、従業員に対しても適用範囲としています。さらに、決算期ごとに全取締役より監査等委員会宛に「取締役の善管注意義務及び忠実義務について」、「取締役の競業及び利益相反取引の制限義務について」等取締役の業務執行に係わる義務及び責任に関し記述する「取締役職務執行確認書」を提出しています。

(内部統制システムの検証システム)

当社は「内部統制システムの整備に関する基本方針」記載の施策を実行し、法令・社内ルール遵守状況の総括を毎期取締役会において確認しています。あわせてリスク・コンプライアンス管理体系として、リスク管理規程、コンプライアンス規程、ビジネスリスク管理規程、緊急時対応規程などのリスク関連規程類を整備し、推進しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全を確保するため、次の通り「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、この方針に従った対応を徹底します。

- ・反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全確保に努めます。
- ・反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ります。
- ・反社会的勢力とは、取引を含めた一切の関係を遮断します。
- ・反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。
- ・いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や資金提供は、絶対に行いません。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1)対応総括部署の設置及び不当要求防止責任者の設置

人事総務部を対応総括部署とし、不当な要求などの事案ごとに関係部と協議のうえ対応しております。また、不当要求防止責任者を選任しています。

(2)外部の専門機関との連携

所轄警察署や都の暴力追放運動推進センター等、外部の専門機関と連携していきます。

(3)反社会的勢力に関する情報の収集・管理

人事総務部において、反社会的勢力に関する情報を収集・管理しており、反社会的勢力に該当するかどうかの確認を行っています。

(4)対応マニュアルの整備

役員及び従業員には、社内イントラネット上に「クレストグループ行動基準」を掲載しております。その中で対応方法を規定しています。

(5)研修活動の実施

コンプライアンス規程にある研修・教育活動条項の一環として、入社時等に上記(4)に基づいて指導していきます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に関する当社の方針

当社は、経営の透明性・健全性を維持するためには、会社情報の適時開示を確実に実行する体制を整えることが重要であると認識しております。そのためには、会社情報の開示を会社法、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」(以下、「適時開示規則」という。)を遵守し、株主、投資家並びにその他のステークホルダーに対して、公正かつ適時適切に開示を行う方針であります。

2. 適時開示に係る責任者及び責任部署

当社における適時開示に係る責任者は、株式会社東京証券取引所に届出た情報取扱責任者であります。開示情報に関する責任者は経営企画管理部長が務め、直属の経営企画管理部が対応しています。

3. 会社情報の適時開示に係る社内体制の状況

(1)「決定事実に関する情報」

重要な決定事実については、毎月1回開催する取締役会にて決定しております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催して決定することがあります。

決定事実の開示につきましては、経営企画管理部長が代表取締役社長執行役員及び関係者と協議のうえ、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い開示の必要性を検討します。開示する場合の手続きについては、経営企画管理部が速やかに所定の手続きを行います。

(2)「発生事実に関する情報」

重要な事実が発生した場合は、情報は経営企画管理部長へ伝達され、経営企画管理部長が代表取締役社長執行役員及び関係者と協議のうえ、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い開示の必要性を検討します。なお、発生事実のうち、当社の取締役会規程に取締役会付議事項として規定されている場合は、取締役会の承認に基づき対応することとしています。開示する場合の手続きについては、経営企画管理部が速やかに所定の手続きを行います。

(3)「決算に関する情報」

決算に関する情報は、経理部が関連情報の収集・作成にあたり、経理部担当役員及び代表取締役社長執行役員による精査・承認を得て、経理部が速やかに所定の手続きを行います。また、業績予想の修正(配当予想を含む)については、月次決算を行う中で当期見通しの変更が必要と判断された場合や、重要な決定事実や発生事実が業績に影響を及ぼすと判明した場合は、取締役会にて承認された後、株式会社東京証券取引所の適時開示規則に従い開示の必要性を検討します。開示する場合の手続きについては、経営企画管理部が速やかに所定の手続きを行います。

これらの重要な情報の取り扱いにつきましては、当社の「インサイダー取引防止規程」に則り、役員及び従業員に対し内部情報の管理徹底を図り、インサイダー取引の防止に努めております。

なお、コーポレート・ガバナンス体制の模式図、適時開示体制の模式図は、添付をご参照ください。

【参考資料:模式図】 会社情報の適時開示に関する社内体制

